

答申第10号

昭和61年12月13日

神奈川県知事 長洲 一二 殿

神奈川県公文書公開審査会  
会長 原 寿 雄

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

昭和61年6月18日付けで諮問された昭和58年度通常砂防工事に係る丈量図一部非公開の件（諮問第12号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 愛甲郡清川村煤ヶ谷地先柿ノ木平川丈量図は、個人の記名及び押印の部分を除いて、公開すべきである。
- (2) 愛甲郡清川村煤ヶ谷地先柿ノ木平川面積計算図を非公開としたことは、妥当である。

## 2 異議申立人の主張要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、昭和58年度通常砂防工事（柿ノ木平川愛甲郡清川村煤ヶ谷地先）請書添付の工事内訳書に記載の用地測量面積相当の丈量図及び計算書（特定された公文書としては、愛甲郡清川村煤ヶ谷地先柿ノ木平川丈量図及び愛甲郡清川村煤ヶ谷地先柿ノ木平川面積計算図）を神奈川県知事が昭和61年4月17日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、神奈川県知事が「特定の個人の意思表示に関する情報である。未買収箇所及び将来事業計画箇所を公開することにより、今後の用地買収の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるため」神奈川県機関の公文書の公開に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項第1号及び第5号に該当するとした一部非公開の決定は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 丈量図は、個人間の土地の境界を決定することを目的としているのではなく、国と個人が、国有地と民有地との境界について確認した結果を記載しているものである。このような情報は、個人間の秘密の手紙などとは別個の性格を持つもので、個人と国との合意の内容を示しているものであるから、行政上の特段の支障がない限り、国民誰も知る権利を有するものであり、また、知らされるべきものである。

イ 県が境界確認の記名及び押印の部分を非公開にすると、これを偽造された場合に偽造の事実を発見しにくくなる。したがって、犯罪を防

止するためにも、これを公開することが公益上必要である。

ウ 境界確認の記名及び押印のための欄は、記名及び押印をする者に、他の者の記名及び押印の状況が分かるようになっている。このことは、特定の者に対し境界確認の記名及び押印の部分を公開していることを意味する。また、公開されては困ると考えて記名及び押印をしている者はいないと思われる。今回公開されない部分の記名及び押印は以上のような状況で行われているものであり、この部分を非公開とする必要はない。

エ 非公開とされた部分の土地の所有者が誰であるかということは、手数はかかるが登記所で不動産登記簿を調査すれば簡単に分かることである。本当に非公開にする必要があるのであれば、工事箇所そのものを秘密にしなければならなくなるはずである。

オ 未買収であることを理由に非公開とされた部分は、本件と同一の文書を昭和59年に請求したときには、境界確認の記名及び押印の部分を除いて公開されている。一度公開した文書を、後になって非公開とするのは納得がいかない。

### 3 実施機関の職員（厚木土木事務所長）の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、本件請求に係る公文書の内容及び当該公文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件請求に係る丈量図は、愛甲郡清川村煤ヶ谷地先柿ノ木平川丈量図（県道との交差点から下流部分の事業実施段階の図面。以下「本件丈量図」という。）及び愛甲郡清川村煤ヶ谷地先柿ノ木平川面積計算図（県道との交差点から上流部分の将来事業計画段階の図面。以下「本件面積計算図」という。）からなっている。

なお、請求に係る計算書は、面積を計算した表として、上記の二つの図面中にそれぞれ記載されている。

(2) 条例第5条第1項第1号該当性について

本件丈量図に記載された境界確認の記名及び押印の部分は、土木事業の用に供する土地の所有者が隣接地との境界を用地買収に係る限りにおいて、

本件丈量図記載の境界で異議なく承諾する旨の個人の意思表示に関する情報であり、条例第5条第1項第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることは明らかである。

また、当該部分が同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないことも明らかである。

(3) 条例第5条第1項第5号該当性について

ア 本件のような公共事業においては、用地を取得することができるかどうかはその成否を分けるといっても過言ではない。そして、用地交渉は、その性質上、土地に関して権利を有する者（以下「地権者」という。）の任意の意思決定にその成否がかかっており、非常に微妙なものであるから、買収価格についての交渉はもちろんのこと、税務、相続といった買収に関連して発生する種々の問題の相談を受け、助力するなどして交渉を重ねることによって地権者と合意が得られるものである。このように、良好な信頼関係を築くことにより円滑な用地交渉が可能となるものである。したがって、地権者にとって不利益又は不都合と感じられるような事態及び第三者の不当な介入を招くような事態は可能な限り回避する必要がある。

イ 具体的な買収予定箇所及びその面積を、地権者の親類縁者、金融機関、不動産業者等に知られることは、通常、地権者が最も嫌うところであり、今までにも、県から交渉内容が漏れたのではないかと交渉中に何度も不満を述べられ、交渉が長引いたことがある。

ウ 上記ア及びイの事情から、経験則上、本件丈量図のうち未買収の用地に係る部分を公開することにより、当該用地の買収事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると判断できる。

なお、用地買収事業は、所有権移転手続及び土地売買代金の支払手続が終了し、更に県が占有まで取得して当該土地の管理を完全になし得る状態になった時点で完了するものであるから、その時点までは当該土地は未買収の状態である。

エ 本件面積計算図には、各筆毎の買収予定面積は示されていないが、当該図面に示されている土地が砂防指定地として指定されれば事業実

施が予定されることから、本件面積計算図を公開することにより具体的な計画が明らかになり、本件丈量図のうち未買収の用地に係る部分を公開するのと同様の支障が生じ、今後の用地買収事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがある。

オ 異議申立人が一度公開されたと指摘している部分については、その後当該土地について道路改良事業と競合したため、当該事業との調整が必要になり、本件一部非公開の処分時においては、公開すると支障が生ずることとなったものである。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件丈量図及び本件面積計算図の性格について

ア 本件丈量図は、本件砂防工事の対象となる土地を測量した結果を縮尺250分の1で表示したものであり、買収対象地の各筆毎の面積が算出されている。また、この中には、買収対象地の各筆について、本件丈量図に記載された境界を確認する旨の地権者である個人の記名及び押印がなされている。更に、本件丈量図に記載された情報は、本件砂防工事の用地買収計画を示しているものであると認められる。

イ 本件面積計算図は、本件砂防工事箇所に隣接する箇所についての砂防事業計画を示すとともに、砂防事業計画地の総面積を算出したものと認められる。

##### (2) 本件丈量図について

###### ア 条例第5条第1項第1号該当性について

本件丈量図に記載されている個人の記名及び押印の部分は、本件丈量図に記載された境界を確認する旨の地権者である個人の意思表示に関する情報であり、特定の個人が識別されるものである。したがって、本件丈量図のうち個人の記名及び押印の部分は、条例第5条第1項第1号本文に該当する情報であると判断する。

同号ただし書は、個人に関する情報で、特定の個人が識別されるものであっても、例外的に公開することができる情報を列挙しているが、当審査会は、本件丈量図のうち個人の記名及び押印の部分は同号ただ

し書ア、イ及びウのいずれにも該当しないものであると判断する。

イ 条例第5条第1項第5号該当性について

(ア) 条例第5条第1項第5号は、県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務又は事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるものは、非公開にすることができるとしている。

(イ) 本件丈量図には、(1)のアで述べたように本件砂防工事の買収対象地及びその面積が各筆毎に記載され、本件砂防工事の用地買収計画が示されている。また、当該用地を取得するための交渉の資料として使用されていることから、本件丈量図に記載された情報は、県が実施する用地買収事業に関する情報であると認められる。

以下、本件丈量図に記載された情報を公開することにより、当該用地買収事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるかどうか検討する。

(ウ) 用地買収事業においては、県が地権者との信頼関係を重視しなければならない事情にあることは、理解できる。また、一般に、地権者が、具体的な買収予定箇所及びその面積が公開されると、相続関係等で親族間の争いが生ずること、金融機関の預金獲得の攻勢を受けるようになること、不動産業者からの買収交渉を受けるようになること等から、こうした情報は他人に知られたくないと望むことも理解できる。そして、県がこうした情報を交渉中に他人に公開することは、地権者の立場に対する配慮を欠く姿勢と受け取られて、信頼と協力が得られなくなるということは容易に予想できる。

このことを前提にして、本件丈量図を見ると、本件丈量図には買収予定箇所やその面積といった交渉内容が記載されており、交渉中であれば、これを公開することによって、経験則上、当該用地の買収事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとする実施機

関の主張は、十分納得できる。

(エ) しかしながら、本件丈量図のうちの未買収の用地として非公開とされた部分については、本件一部非公開の処分時において、既に土地売買契約が締結され、所有権移転の登記も済み、一部土地売買代金の支払手続のみが未了であった、という事実が認められる。

実施機関は、土地売買代金の支払手続が完了し、県が当該土地の占有を取得し、完全に管理し得る状態になった時点で用地買収事業は完了するものであり、それまでの間は未買収の状態である、と主張する。

事業上は、県が土地の管理を完全に行い得る状態になるまでは、一連の用地買収は完了していないと言えるかもしれない。しかし、本件の場合、所有権移転の登記は完了しており所有権移転の登記が完了すれば、何人も不動産登記簿を閲覧することにより買収面積、契約年月日等を知り得ることになる。そのため、このような情報を公開したとしても地権者との信頼関係を害するようなことにはならないと考えられる。

したがって、本件丈量図のうち未買収の用地として非公開とされた部分は、本件一部非公開の処分時の事情においては、条例第5条第1項第5号に該当しないものと判断する。

### (3) 本件面積計算図について

本件面積計算図には、将来の砂防事業計画として、当該事業に必要な用地の範囲及び面積が記載されているので、公開すると、公図等と照合することにより、今後計画が具体化して用地買収を行う場合の買収対象地の地権者及び各筆毎の買収予定面積がほぼ明らかになると考えられる。このことから、本件面積計算図を公開すると、(2)のイの(ウ)に述べたのと同様の事情で、当該地権者の信頼と協力が得られなくなり、今後に予定される用地買収事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

したがって、本件面積計算図に記載された情報は、条例第5条第1項第5号に該当するものと判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
昭和 61. 6. 18	○諮問
61. 6. 19	○実施機関の職員（土木部厚木土木事務所長） に非公開理由説明書の提出要求
61. 7. 1	○非公開理由説明書の受理
61. 7. 2	○異議申立人に非公開理由説明書を送付
61. 7. 14	○異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の受理
61. 7. 15	○実施機関に非公開理由説明書に対する意見書を送付
61. 7. 19 (第 36 回審査会)	○異議申立人から意見の聴取 ○実施機関の職員（土木部厚木土木事務所長ほか）から非公開理由説明の聴取 ○審議
61. 9. 13 (第 37 回審査会)	○審議
61. 10. 11 (第 38 回審査会)	○実施機関の職員（土木部厚木土木事務所河川砂防部長ほか）から非公開理由説明の聴取 ○審議
61. 11. 15 (第 39 回審査会)	○審議
61. 12. 16 (第 40 回審査会)	○審議

神奈川県公文書公開審査会委員名簿

(昭和 60. 4. 1 委嘱)

氏 名	現 職	備 考
黒羽 亮一	日本経済新聞社論説委員	
原 寿雄	共同通信社常務理事	会 長
堀部 政男	一 橋 大 学 教 授	会長職務代理者
若杉 明	横浜国立大学教授	
渡辺 保男	国際基督教大学学長	

(昭和 61. 12. 13 現在) (五十音順)